

議案第109号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

上越市長 中川 幹 太

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年上越市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」に、「100分の107.5」を「、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」とあるのは「100分の60」を「100分の117.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の55」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の127.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の122.5」に、「、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の55」を「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の57.5」に改める。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 令和3年12月1日
- (2) 第2条の規定 令和4年4月1日